別表第二

府令	書類	様式
企業内容等の開示に関する内閣府令	有価証券届出書（法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいい、財務諸表等の用語、様式、作成方法及び用語、様式に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第九章、第八章及び第四章並びに連結財務諸表等の用語、様式、作成方法及び用語、様式に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第二十八号）第一条第一項の規定により、	